

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組みます。

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立社外取締役の有効活用等により、経営方針の決定・取締役の職務執行の監督を行います。

＜経営理念＞

1.安全運航を使命として、社会に役立ち評価される存在となる

2.お客様の思いを真摯に受け止め、チャレンジ精神を忘れず、広くアンテナを張り、社会環境の変化に機敏に対応することで、良質かつ特色あるサービスを提供する

3.お客様へのサービス提供者である社員を尊重し、社員が互いに協力しあい、誇りを持って働ける環境と企業風土を築く

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インテグラル2号投資事業有限責任組合	20,300,700	42.93
UDSエアライン投資事業有限責任組合	15,793,524	33.40
ANAホールディングス株式会社	7,802,190	16.50
Integral Fund II (A)LP.	2,244,300	4.75
インテグラル2号SS投資事業有限責任組合	1,145,286	2.42

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新

なし

補足説明 更新

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 グロース

決算期 更新

3月

業種 更新	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	11 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 礼二郎	他の会社の出身者								○			
楠木 建	学者											○
米 正剛	弁護士											
三橋 優隆	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 礼二郎		—	同氏は、主要株主であるインテグラル2号投資事業有限責任組合の運営者であるインテグラル・パートナーズ株式会社の業務執行者を務めております。このため、独立役員には指定していません。しかしながら、同氏は、投資ファンド運営会社の経営者を務めるとともに、様々な事業会社の経営者を歴任するなど、金融や企業経営について豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営において適宜適切なアドバイスをいただいております。同氏個人が利害関係を有するものではないことから、社外取締役として選任しております。
楠木 建	○	当社機内誌制作にあたり、楠木氏へエッセイ寄稿を依頼しております。内容に関して、社内外の評価も高く、顧客満足度にも繋がっており、かつ取引金額は年額120万円（税抜）と僅少で当社と契約している他のライターと比較しても一般的な取引条件であるため、独立役員としての役割に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、楠木氏が当社機内誌のような企業のオウンドメディアに連載する場合、上記を上回る水準の原稿料報酬を得ております。	同氏は、一橋大学大学院教授として競争戦略論、イノベーション等を研究しており、競争戦略分野研究の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営において適時適切なアドバイスをいただいております。経営学者としての専門的見地から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
米 正剛	○	—	同氏は、弁護士として大手法律事務所においてM&Aやコーポレート・ガバナンス、国際業務における豊富な経験と高い見識を有しております。また、他上場会社での社外役員も歴任しており、企業経営に関する経験も豊富であります。これらの経験や見識から、当社の経営及び法務面について適時適切なアドバイスをいただいております。社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
三橋 優隆	○	—	同氏は、公認会計士として長年にわたり監査及びM&A関連業務に関わってきたほか、大手コンサルティング会社の代表取締役などを歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。また、PwCサステナビリティ合同会社の代表として、サステナビリティの観点から新たな企業価値創造の提言をしております。これらの経験や見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

三様監査において監査役、会計監査人、内部監査部門の連携を強化し、監査計画（年次）、監査結果報告、会計監査結果（四半期レビュー）及び監査上の重要な検討事項等についての意見交換を四半期に一度実施しております。毎回それぞれの監査の示唆となるような意見交換を行うことで実効性・有効性を高めております。三様監査の運営は引き続き行い、緊密な相互連携の強化に努めていきます。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷村 大作	他の会社の出身者							△						
山内 弘隆	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

谷村 大作		—	同氏は、2008年3月まで当社の主要取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者を務めておりました。このため、独立役員には指定しておりません。しかしながら、同氏は、大手金融機関での経験及び不動産開発会社において取締役を歴任したことから、財務・会計及び経営に関する相当程度の知見を有しており、同氏個人が利害関係を有するものではないことから、社外監査役として選任しております。
山内 弘隆	○	—	同氏は、一橋大学特任教授であり、公共経済政策・交通経済学の研究者として豊富な経験と高い見識を有しています。経済学者としての専門的見地及び客観的な視点から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「独立性判断基準」に基づき、独立した立場で経営の監督ができ、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立役員として選定しております。

<独立性判断基準>

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことを必要とする。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社の業務執行者であった者
2. 当社を主要な取引先（注1）とする者又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
6. 当社の大株主（注5）又はその業務執行者
7. 当社より多額の寄付（注6）を受けている者
8. 当社の取締役・監査役・執行役員の配偶者又は二親等以内の親族
9. 過去3年間に於いて、上記2～8のいずれかに該当していた者
10. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得る等、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことが出来ない特段の理由を有している者

注1：当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が取引先の連結売上高の1%又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。

注2：当社の主要な取引先とは、当社の受取金額が当社の売上高の1%又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。

注3：主要な借入先とは、当社の借入残高が直近事業年度末の当社総資産の1%を超える金融機関。

注4：多額の金銭その他の財産とは、当社からの年間1,000万円を超える利益。

注5：大株主とは、直近事業年度末において、10%以上の議決権を保有する株主。

注6：多額の寄付とは、当社からの年間1,000万円を超える寄付。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

—

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬の総額が1億円以上である者がいないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

社外役員については、秘書室がスケジュールの確認、情報伝達等のサポートをしております。
取締役会の資料等は、取締役会開催の約1週間前に総務人事部から社外役員へ提供し、必要に応じて、追加情報の提供や補足説明を実施しております。
さらに、重要事項については業務執行取締役又は執行役員より適宜社外役員に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

当社の取締役会は、取締役10名で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

2022年3月期開催回数 20回

出席状況(平均出席率) 取締役 100%/監査役 100%

監査役会

当社は、監査役会の制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役1名で構成されております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査計画に基づき取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として毎月1回の定例の監査役会を開催し、監査役相互の情報共有を図っております。

2022年3月期開催回数 14回

出席状況(平均出席率) 監査役 100%

内部監査

内部監査は、監査室が実施しております。監査室は、計画に基づき社内での安全監査や業務監査、整備監査を実施し、監査結果は社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に基づき、改善事項の指摘・指導を行い、改善の進捗状況を確認することにより、実効性の高い監査を実施しております。

会計監査人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

三様監査

監査役、会計監査人及び内部監査担当である監査室と必要に応じて各監査の状況等、情報交換や意見交換を行うようにしております。またその他に四半期に1度、三者によるミーティングを設け、連携を密にすることで監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

リスク管理委員会

代表取締役社長執行役員を委員長とし、業務執行取締役、常勤の監査役、執行役員及び内部統制推進室長を委員として、事業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応策を実施するためにリスク管理委員会を開催し、リスク管理体制の整備を図っております。

サステナビリティ委員会

代表取締役社長執行役員を委員長とし、業務執行取締役及び執行役員を委員として、環境問題等、当社の事業に関わるサステナビリティに係る重要な方針などについての議論や取り組みの進捗確認を実施しています。サステナビリティの取り組みを推進するためにサステナビリティ委員会を開催し、サステナビリティ推進体制の整備を図っております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、経営メンバーの協議・決定機関として、全ての業務執行取締役及び全ての執行役員により、原則として、毎週1回開催しております。経営戦略会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項及び予算の進捗状況について協議し、業務執行取締役及び執行役員の決議により決定し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会において機動的な意思決定を行う一方、過半数が社外監査役によって構成されている監査役会において、客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となるため、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間の十分な確保等のため、決算業務の早期化及び監査法人との連携により、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでいく予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算のため、定時株主総会は6月に開催しております。株主総会は、できるだけ多数の株主にご出席いただけるようスケジュールを策定し、十分なスペースのある会場を確保する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。議決権電子行使プラットフォームの利用を2023年に実施する定時株主総会より開始する方針です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	今後の検討課題と考えております。2023年に実施する定時株主総会における議決権電子行使プラットフォームの利用を検討中です。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。招集通知の英訳を2023年に実施する定時株主総会より開始する方針です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及びウェブサイト上での公表を検討してまいります。株主・投資家の皆様との間での建設的対話を行う上での基礎となるよう、法定開示資料に加えて、非財務情報も含めた自主開示資料について、透明性・公平性・継続性を基本とし、有用性の高いものとなるよう留意しながら開示していく方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ説明会の開催は予定しておりませんが、今後検討していくべき課題と考えております。個人投資家の皆さまへはIRウェブサイトでの情報提供を予定しております。	なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の定期的開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の定期的開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の各種IR資料をウェブサイトに掲載予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示責任者は財務経理担当役員であり、IR専属の組織を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、協働することが重要と考え、「適時開示マニュアル」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。役職員にも当該考えを周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が取り組むべき重要課題として考えており、具体的な取り組みについては2022年度に設立したサステナビリティ委員会の中で検討を進めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ウェブサイト等の様々な手段により開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を適切に構築し運用しております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人が法令、定款、社内規則及び社会規範等を遵守し、企業活動を行うための行動規範とする。その徹底を図るため、内部統制推進室がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたる。

監査役及び監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

法令違反等を防止し、または早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。

健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然と対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に則り文書または電磁的媒体に記録し整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。当該文書等の整理・保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、内部統制推進室が総括し、組織横断的な協議機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、各部門においては各分野における規程やマニュアル類を整備し、具体的な内容を関連要領、細則等に定めて、リスク管理体制を構築する。当該要領及び細則等に基づき、必要に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、教育等の実施により、リスク管理体制を確立する。

安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長執行役員が議長となり、関連する全部門により組成される「安全推進会議」を定期的に開催し、リスクの低減・解決策を審議・決定し、安全の維持・向上を図る。

監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する中期経営計画等の全社的な目標を継続し、各部門担当取締役または、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、及び職務権限・意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。

各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会等において定期的に報告し、施策及び業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社の業務の適正性を確保するための体制

当社は、所管部門において財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を構築し、運用する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員等を補助すべき使用人として指名することがある。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。
7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権限は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。
8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法令及び定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底し適正に対応する。
10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、適正でない場合を除き、担当部署において協議の上、当該費用または債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人及び監査室と四半期に1度の三者ミーティングを設ける等、緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。
また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除するために全役職員が断固たる姿勢で取組むこと、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応すること、不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行なうこと、資金提供や裏金取引を行なわないこと、不当要求に対応する役職員の安全を確保することを基本方針としております。
- b. 反社会的勢力の排除体制の整備状況等
当社では反社会的勢力に対する基本方針と反社会的勢力の排除に関する体制の内容を定めた「反社会的勢力排除規程」を制定し、当該規程の内容を社内に周知しています。
総務人事部を対応統括部署とした上で、平時においては、新規取引先・既存取引先については社内独自の調査基準に基づき、インターネット検索、企業情報提供サービス等で事前調査を行うとともに、当社と契約を締結しようとする顧客等との間については、反社会的勢力でない旨を約する覚書又は反社会的勢力条項を定めた契約書を取り交わした上で取引関係に入るようにしております。反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、対応統括部署に報告してその指示を仰ぐこととしており、対応統括部署は必要に応じて社内の対応担当者、警察・弁護士等の外部専門機関への協力を要請して対応するものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
--	----

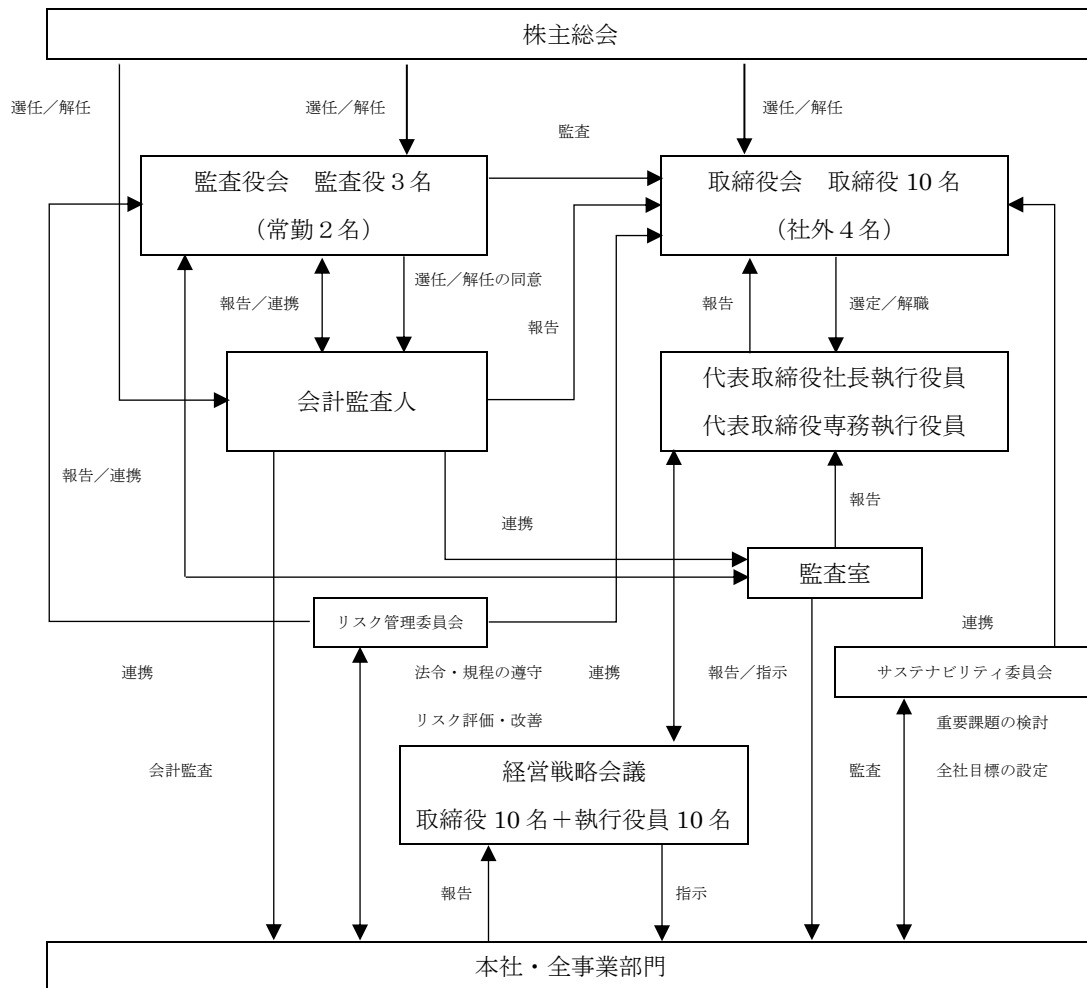
該当項目に関する補足説明 更新

現時点で買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

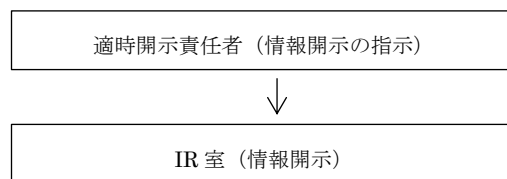
—

【コーポレート・ガバナンス体制】

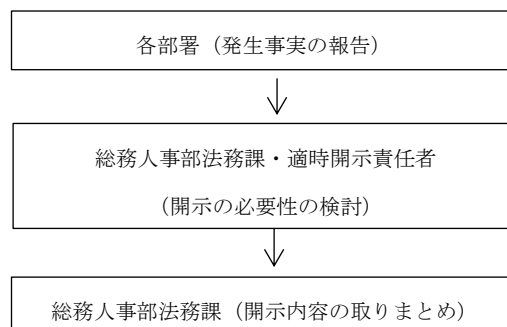


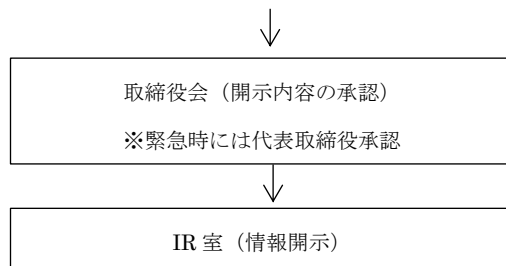
【適時開示体制】

(a) 決定事実に関する情報



(b) 発生事実に関する情報





（c）決算に関する情報

